

平成29年度
商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部

目 次

I 商工労働観光行政の執行体制	
1 商工労働観光部の組織	2
2 商工労働観光部の事務分掌	6
II 平成29年度 京都府予算の概要	9
III 商工労働観光行政施策の重点	10
IV 参考	
1 商工労働観光部の所管条例	13
2 商工労働観光部所管の主なアクションプラン	17
3 統計資料	18

Ⅰ 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

<本庁> (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

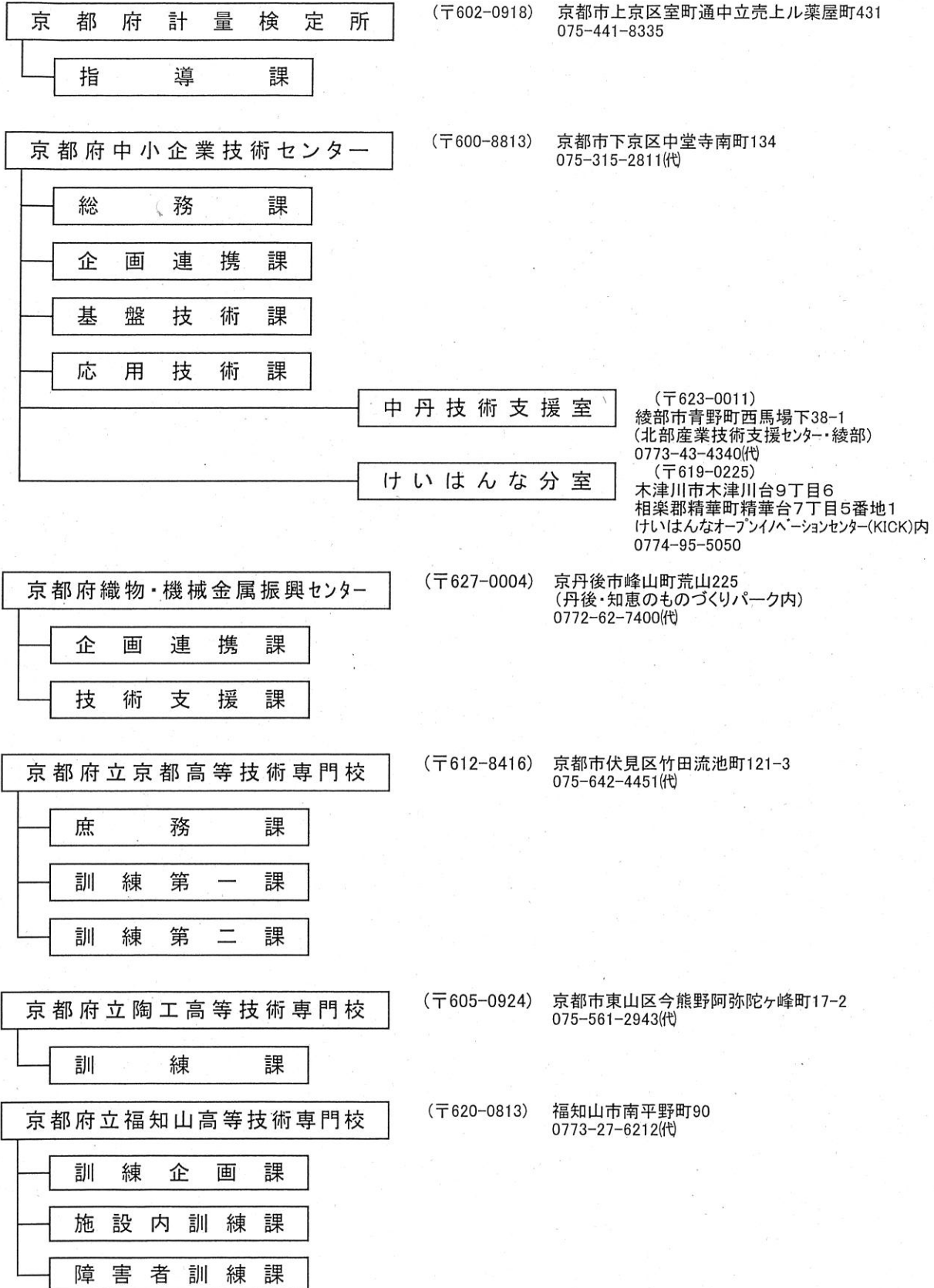
[商工労働観光部]

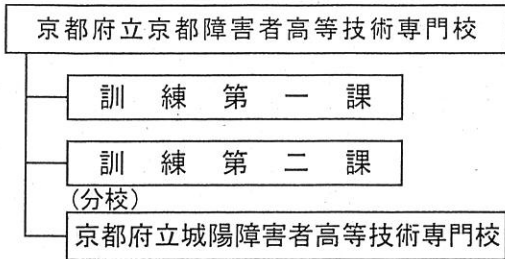
総合就業支援室	<ul style="list-style-type: none"> 京都ジョブパーク担当 (075-682-8912) 障害者雇用推進担当 (075-682-8918)
(〒601-8047) 京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内)	
<北京都ジョブパーク> (〒620-0045) 福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内) 0773-22-3857	
産業労働総務課	<ul style="list-style-type: none"> 総務担当 (075-414-4818) 経理担当 (075-414-4817) 企画・地域戦略担当 (075-414-4819)
商業・経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> 金融担当 (075-414-4822) 組合担当 (075-414-4826) 商業担当 (075-414-4839)
地域カビジネス課	地域カビジネス支援担当 (075-414-4865)
ものづくり振興課	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業育成担当 (075-414-5103) 創業・地域産業戦略担当 (075-414-4852) 特区・イノベーション推進担当 (075-414-4849)
染織・工芸課	<ul style="list-style-type: none"> 染織担当 (075-414-4856) 工芸担当 (075-414-4856) 伝統産業復活担当 (075-414-4858)
産業立地課	<ul style="list-style-type: none"> 調整担当 (075-414-4848) 産業立地担当 (075-414-4848)
経済交流課	<ul style="list-style-type: none"> 港湾経済担当 (075-414-4844) 対日投資・販路開拓支援担当 (075-414-4840)
文化学術研究都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進担当 (075-414-5194) 景観・整備担当 (075-414-5196)
労働・雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> 雇用企画担当 (075-414-5085) 労働組合担当 (075-414-5088) 技能振興担当 (075-414-5088)
人づくり推進課	人づくり推進担当 (075-414-4872)
観光政策課	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興・基盤整備担当 (075-414-4841) 観光誘客推進担当 (075-414-4878)

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

港湾局	(〒624-0945) 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階
港湾企画課	調整担当 (0773-75-0192)
	計画担当 (0773-75-0192)
港湾施設課	管理担当 (0773-75-1174)
	建設担当 (0773-75-1174)

<地域機関>

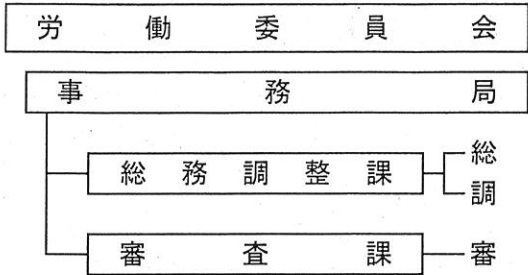




(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
075-642-1510(代)

(〒610-0113) 城陽市中芦原59
0774-54-3600(代)

【行政委員会】

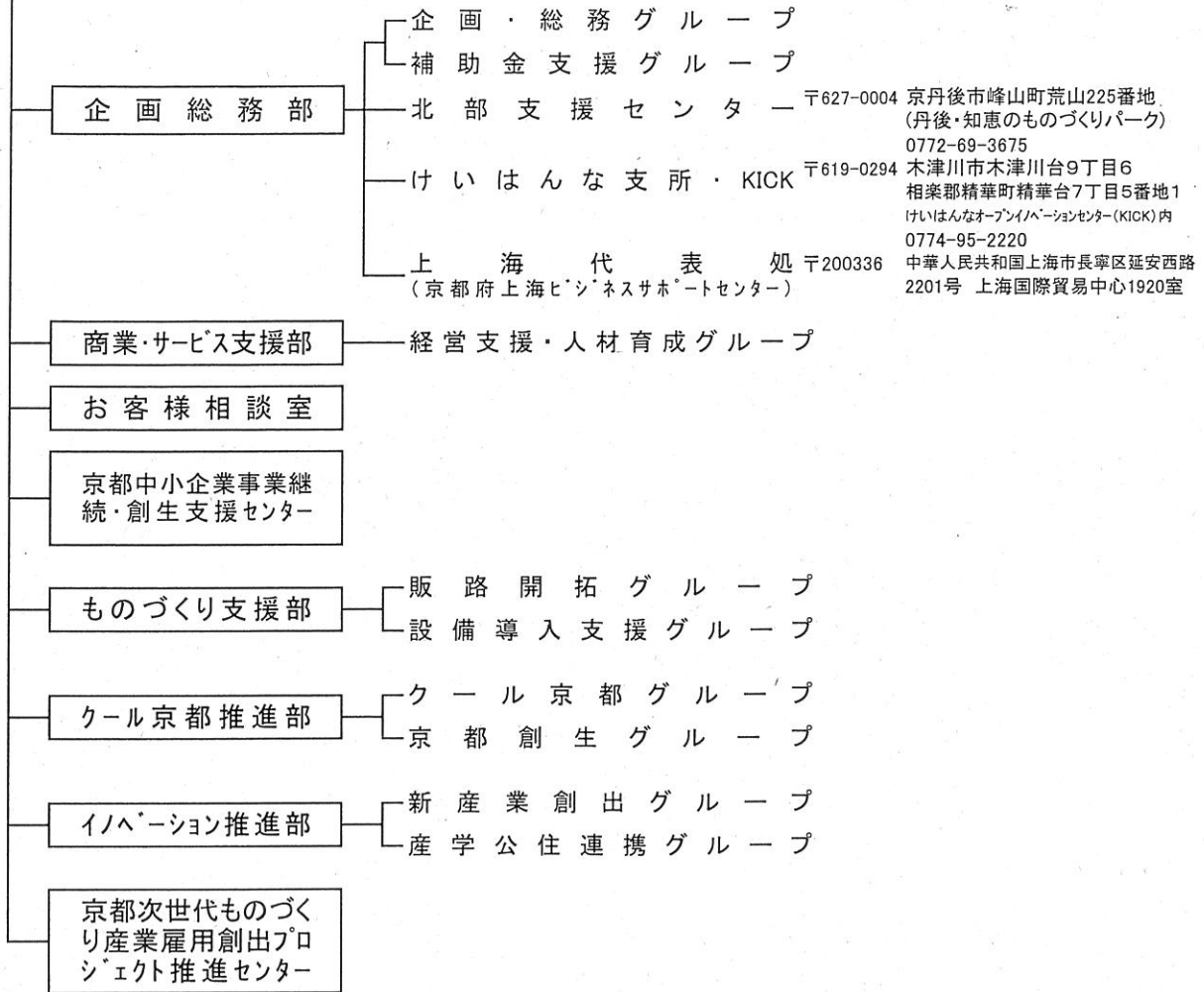


(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町
104-2 京都府庁西別館内

務	担	当	(075-414-5732)
整	担	当	(075-414-5733)
査	担	当	(075-414-5735)

公益財団法人京都産業21

(〒600-8813) 京都市下京区中堂寺南町134京都リサーチパーク
(京都府産業支援センター)
075-315-9234



2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《総合就業支援室》

- (1) 就業支援施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 中小企業労働対策に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関すること。
- (4) その他雇用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業別振興の企画に関すること。
- (3) 企業の基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること。
- (6) 部内の人事及び組織に関すること。
- (7) 部に属する予算の経理に関すること。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属さないこと。

《商業・経営支援課》

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

《地域カビジネス課》

ソーシャル・ビジネスの推進に関すること。

《ものづくり振興課》

- (1) ものづくり産業（染織・工芸課の主管に属するものを除く。）の振興及び支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。
- (3) 創業及びベンチャーの支援に関すること。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関すること。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること。
- (6) 北中部地域の産業振興に関すること。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること。
- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関すること。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関すること。
- (2) 工芸の振興及び支援に関すること。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関すること。

《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関すること。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関すること。
- (3) 府営工業団地等に関すること。

《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関すること。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関すること。
- (3) 外国企業誘致の促進に関すること。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関すること。
- (5) その他貿易に関すること。

《文化学術研究都市推進課》

- (1) 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関すること。
- (2) 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関すること。
- (3) 文化学術研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関すること。
- (4) その他文化学術研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

《労働・雇用政策課》

- (1) 労働行政及び雇用対策の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域雇用開発計画の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働関係の広報啓発及び労働教育に関すること。
- (6) 労働に関する調査、統計及び分析に関すること。
- (7) 労働者の福祉に関すること。
- (8) 中小企業退職金共済に関すること。
- (9) 京都府立勤労者福祉会館に関すること。
- (10) 労働相談に関すること。
- (11) 事業主等の行う職業能力開発に関すること。
- (12) 職業能力検定に関すること。
- (13) 職業訓練指導員の免許に関すること。

《人づくり推進課》

- (1) 職業訓練等人材育成の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 京都府緊急雇用対策基金に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公共における職業能力開発に関すること。
- (4) 高等技術専門校に関すること。

《観光政策課》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (3) 広域観光及びMICEの振興に関すること。
- (4) 旅行業に関すること。
- (5) 国際観光の登録ホテル及び登録旅館に関すること。
- (6) 観光統計に関すること。
- (7) その他観光に関すること。

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関すること。
- (3) 港湾統計調査員に関すること。

《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労務者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

【地域機関】

《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関する事。
- (2) 指定定期検査機関に関する事。
- (3) 特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関する事。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関する事。
- (5) 指定製造事業者に関する事。
- (6) 基準器検査に関する事。
- (7) 計量証明の事業に関する事。
- (8) 指定計量証明検査機関に関する事。
- (9) 適正計量管理事業所に関する事。
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関する事。
- (11) 計量の普及推進に関する事。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関する事。

《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関する事。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関する事。
- (3) 産学公連携推進に関する事。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関する事。
- (5) 機械設計・加工、材料・機能評価、化学・環境、電気・電子、情報、食品・バイオ及び表面・微細加工の試験、分析、測定、検査、技術相談、技術支援、研究、開発及び普及に関する事。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関する事。
- (7) その他産業の振興発展に関する事。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関する事。
- (2) 意匠の改善及び試作に関する事。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関する事。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関する事。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関する事。

《京都府立高等技術専門校》（京都・陶工・福知山）

- (1) 労働者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う労働者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他労働者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

《京都府立障害者高等技術専門校》（京都・城陽（分校））

- (1) 障害者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う障害者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他障害者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

【行政委員会】

《労働委員会事務局》

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関する事。
- (3) 労働争議の実情調査に関する事。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関する事。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関する事。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関する事。
- (7) 労働組合の資格審査に関する事。

II 平成29年度 京都府予算の概要

平成29年度当初予算は、今まで築き上げてきた基盤の上に、府民一人ひとりが互いに支え合う中で希望が実現できる「共生社会」を築くため、16の重点事業を実施することとした。

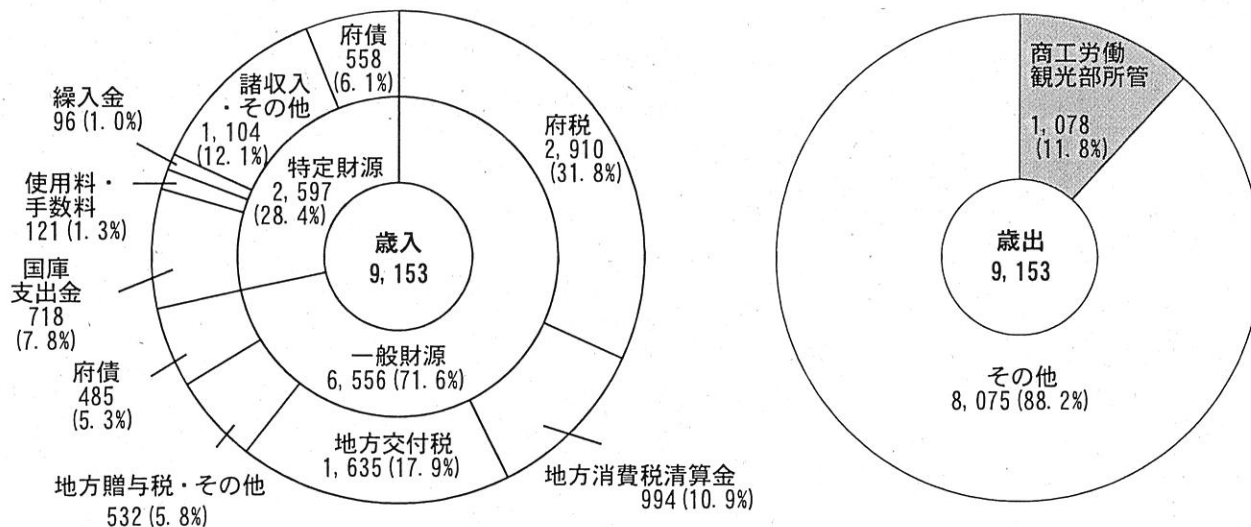
さらに、平成26年度に改定した「明日の京都」の完成に向け施策を着実に実行するため予算を編成した。

ただ、平成28年度税収が伸びなかったこともあり、平成29年度税収の動向が不透明なことから、財政的には慎重な予算編成を行った。

【平成29年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		29年度予算 (当初予算)	28年度予算 (当初予算)	対前年度比
京都府	一般会計	9,153億7,000万円	9,639億4,500万円	▲5.0%
	特別会計	3,239億1,400万円	3,015億4,000万円	+7.4%
	公営企業会計	171億600万円	155億6,100万円	+9.9%
うち商工労働観光部	一般会計	1,078億3,818万円	1,066億8,157万円	+1.1%
	特別会計	7億5,846万円	9億4,158万円	▲19.4%

【平成29年度京都府一般会計当初予算の内訳】（単位：億円）



Ⅲ 商工労働観光行政施策の重点

1 「共生社会実現」予算

◆ 就労・奨学金返済一体型支援事業【新規】108,750千円

- ・ 奨学金返済負担軽減補助金の創設
- 事業所の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減

◆ 中小企業共同型ものづくり支援事業

(1) 中小企業シェアリング事業【新規】80,000千円

- ・ IOT技術を駆使して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等により中小企業同士の連携・一体化を促進し、その生産性・競争力アップ等を実現

(2) 就労環境改善サポート事業【新規】42,900千円

- ・ 就労環境改善サポートセンター（仮称）を京都テルサ内に設置
- 就労環境面で課題を抱える中小企業の改善の取組をサポート

◆ 伝統産業復活事業【新規】281,900千円

(1) マーケットニーズの把握

- ・ BtoB、BtoCによるニーズ把握のためのスーパーバイザーを配置
- ・ レンタルきものやカジュアルきものを通じた市場ニーズの把握

(2) 商品開発・設備投資

- ・ マーケットニーズに対応した商品試作に対する助成
- ・ 商品開発や増産等に伴う設備投資に対する助成

(3) 市場へのアプローチ

- ・ マーケットインの実践による販路拡大やPR戦略の実施
- ・ アリババと連携し、越境ECによる伝統製品の海外販路開拓を支援

◆ 京都観光適正化推進事業

(1) 観光産業正規雇用化促進事業【新規】321,533千円

- ・ 観光産業の職場環境改善支援
- ・ 観光産業の正規雇用拡大に向けた求人開拓・意識改革
- ・ 求職者の人材育成支援
- ・ 求人企業・求職者のマッチング

(2) 宿泊施設立地促進事業【新規】100,000千円

- ・ 宿泊施設の立地を促進する補助制度を創設し、宿泊施設の誘致を府・市町村共同で実施

(3) 小規模宿泊施設対策事業【新規】10,000千円

- ・ 小規模宿泊施設の利用促進及び経営効率化への支援

◆ 脱ひきこもり支援事業

京都わかもの就職支援等推進事業【一部新規】30,000千円

- ・ 就職等社会自立を応援

◆ 障害者共生推進事業

障害者雇用サポート強化事業【一部新規】356,925千円

- ・ 障害者の職場定着を支援する企業向け補助金の創設
- ・ 専門相談アドバイザーによる精神障害者就労相談の実施

2 「明日の京都」の推進

◆ 明日の京都「地域共生の実現」

(1) 京都・かぐや姫観光推進事業（乙訓エリア）【一部新規】181,500千円

- ・ 位置情報システムやARを活用したスタンプラリー等により周遊観光を推進等

(2) 商店街創生センター総合支援事業【一部新規】115,300千円

- ・ CMO（地域社会再構築組織）が行う地域再生の取組みに対する支援等

(3) 京都地域カビジネス（ちーびず）支援事業【一部新規】69,000千円

- ・ ちーびず製品のカタログ化等、新たな市場開拓に向けた取組みを支援

◆ 明日の京都「京都力の発揮」

(1) 「企業の森」事業（一部再掲）【一部新規】666,500千円

- ・ 中小企業のグループによる、試作、設備投資、実用化、販路開拓等を一貫支援

(2) エコノミック・ガーデニング支援強化事業【継続】560,900千円

- ・ これまでの取組みにより芽が出てきた中小企業の更なる取組みに対する支援

(3) 京都クロスメディアパーク整備事業【一部新規】72,000千円

- ・ クリエイターの制作活動に対する支援、京都ヒストリカ国際映画祭の開催等

3 その他の重点事項

◆ 中小企業金融支援費【継続】92,000,000千円

◆ 小規模企業者等設備投資支援事業費【継続】350,000千円

◆ 中小企業総合応援事業費（中小企業知恵の経営ステップアップ事業費）【継続】120,000千円

◆ 北部産業活性化推進事業費【継続】171,392千円

◆ ものづくりパーク推進事業【継続】8,000千円

◆ 丹後資源活用促進事業費【新規】3,000千円

◆ 京都エコ・エネルギー産業創出・普及事業費【継続】166,757千円

◆ 産学公連携共同コーディネート推進事業費【継続】5,500千円

◆ けいはんなオープンイノベーションセンター活用推進事業費【継続】104,756千円

- ◆ 匠の公共事業費【継続】57,000千円
- ◆ 次世代職人育成事業費【継続】183,000千円
- ◆ 京都産業立地促進事業費【継続】1,714,750千円
- ◆ 京都舞鶴港日本海側拠点機能推進事業費【一部新規】769,100千円
- ◆ 「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【一部新規】84,653千円
- ◆ けいはんな「スマート京都」推進事業費【一部新規】193,896千円
- ◆ 未来を担う中小企業人材確保事業費【一部新規】110,903千円
- ◆ 京都ジョブパーク推進費【継続】290,800千円
- ◆ 北部中小企業人材確保対策強化事業費【一部新規】98,129千円
- ◆ 若者就職支援等推進事業費【一部新規】330,000千円
- ◆ 「TANTANロングライド」開催支援事業費【継続】1,900千円
- ◆ 無形文化遺産「和食」発信事業費【一部新規】25,000千円
- ◆ 鴨川納涼事業費【継続】14,800千円
- ◆ 「もうひとつの京都」観光PR事業費【新規】9,000千円
- ◆ インバウンド対策強化事業費【一部新規】106,856千円
- ◆ Kyoto Free Wi-Fi活用事業費【新規】8,000千円

IV 参考

1 商工労働観光部の所管条例

(1) 京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則（第1条～第3条）

■ 目的（第1条）

中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。

■ 中小企業の振興のための基本方針（第2条）

中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施

- ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策
- ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策
- ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策
- ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策

■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援（第3条）

関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援

第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継（第4条～第6条）

- 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条）
- 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条）
- 中小企業が取り扱う業務情報の安全管理等に対する支援（第5条の2）
- 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）

第3章 中小企業の成長発展の促進

第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援（第7条～第12条）

- 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等

- ◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合
- ◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定）
- ◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等
- ◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定

- 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減）

- 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施

第2節 創業等の促進のための事業環境の整備（第13条）

- 研究開発等に必要施設の提供、販路開拓支援等の実施

第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進（第14条・第15条）

- 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施
- 知恵の経営の支援

第5章 中小企業を支える人材の育成等（第16条・第17条）

- 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施
- 表彰

第6章 雑則（第18条～第19条）

- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

- 平成19年4月1日施行
- 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、平成34年3月31日限りで失効
- 規定失効後の不均一課税の経過措置

(2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

前文

日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承しながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例をする。

第1章 総則（第1条～第5条）

■ 定義

「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業

■ 基本理念

府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進する。

- (1) ひとづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成
- (2) ものづくり 時代に適合したものづくり
- (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大

■ 責務等

【 府 】

- 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進
- 産業の特性及び技術者の重要性を配慮
- 工芸品等の活用

【事業者】

- 技術、人材等生産基盤の保持
- 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり
- 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成
- 消費者への情報提供

【府 民】

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進
- 工芸品などの日常生活への取り入れ

第2章 基本的な施策（第6条～第16条）

【人づくり】 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施

【ものづくり】 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施

【環境づくり】 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施

《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定

《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰

《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与

《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

- 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置
- 府民、事業者と一体となった推進組織の整備

第4章 雑則（第19条）

規則委任

附 則

平成17年10月18日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

第1章 総則 (第1条・第2条)

■ 目的

府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業の集積を促進

■ 基本方針

府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業の立地促進、安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施

第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進 (第3条～第9条)

- ものづくり産業等集積促進地域の指定
- ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）
- 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施
- 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）

第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進 (第10条～第11条)

- 特定産業集積促進計画の策定
地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定
- 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施

第4章 雑則 (第12条)

- 規則委任

附 則

- 平成14年4月1日施行
- 平成34年3月31日限りで失効
- 不均一課税の経過措置

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

第1章 総則 (第1条～第6条)

■ 目的

若者(15歳以上35歳未満の者をいう。)の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

■ 責務

府 = 施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働

若者 = その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。

事業主 = 臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

第2章 若者就職支援施策等

第1節 若者の就職の支援施策 (第7条)

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、
基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることに配慮する。

第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策 (第8条～第15条)

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減(2分の1)

第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策 (第16条・第17条)

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減(2分の1)

第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策 (第18条)

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

第5節 キャリア教育の推進に関する施策 (第19条)

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

第3章 京都府若者就職等支援審議会 (第20条)

- 京都府若者就職等支援審議会の設置

第4章 雑則 (第21条～第23条)

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

平成27年7月28日施行

2 商工労働観光部所管の主なアクションプラン

名 称	主 な 内 容
戦略的企業立地促進プラン	近年の経済情勢や地方創生の動向等を踏まえ、京都の強みを活かせる産業の誘致・集積を促進させ、更なる地域経済の活性化と雇用の安定・創出を図るため、立地環境や企業ニーズの変化に応じた立地支援策の見直しを行うとともに、新たな用地確保方策、人材確保支援策等を推進
i P S 関連ビジネス推進プラン～多彩なビジネスチャンスに溢れる「i P S の京都(みやこ)」を目指して～	i P S 関連ビジネスに府内中小企業等が参入できる環境を整えるため、参入等を促進するシステムの構築と、K I C K を活用した推進拠点の整備を推進
「京の食」産業振興プラン	和食やその背景となる食文化への関心の高まりを生かし、食品製造業、料理飲食業など「京の食」に関わる産業の活性化を図るため、食文化を生かしたブランド力の向上、商品・サービスの企画開発から製造・販売に至る各段階の高付加価値化、それを支える人材の確保・育成、地域との連携強化、外国人等観光客の旺盛な消費の取り込みなどを推進

※計画期間満了により、次期計画を策定するプランは除く。

3 統計資料

(1) 京都府の民営事業所

		事業所		従業者数	
			構成比	(人)	構成比
平成16年6月1日		130,267		1,044,411	
平成18年10月1日		125,320		1,077,816	
平成21年7月1日		128,678		1,180,615	
平成24年2月1日		117,884		1,118,404	
平成26年7月1日		119,145	100.0%	1,153,495	100.0%
地域別	京都市	74,419	62.5%	746,742	64.7%
	乙訓地域	4,913	4.1%	49,883	4.3%
	南部地域	17,703	14.9%	188,864	16.4%
	中部地域	5,295	4.4%	45,271	3.9%
	中丹地域	9,406	7.9%	82,415	7.1%
	丹後地域	7,409	6.2%	40,320	3.5%
従業員規模別	1～4人	72,628	61.0%	155,243	13.5%
	5～19人	35,025	29.4%	316,366	27.4%
	20～99人	9,870	8.3%	364,232	31.6%
	100人～	1,202	1.0%	317,654	27.5%
	下請・派遣のみ	420	0.4%	—	—

(総務省「事業所・企業統計調査」〈平成18年まで〉、総務省「経済センサス-基礎調査」〈平成21年から〉)
 注 「事業所・企業統計調査」と「経済センサス-基礎調査」とでは、調査手法が一部異なるため、平成18年調査と平成21年調査との差数は増加・減少を示すものではない。

(2) 京都府の工業（従業者4人以上の事業所）

		事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
			構成比	(人)	構成比	(億円)	構成比	(億円)	構成比
平成22年12月31日		5,004		140,757		48,329		18,356	
平成23年12月31日		5,365		137,837		50,380		18,372	
平成24年12月31日		4,745		134,016		46,462		16,998	
平成25年12月31日		4,500		135,064		45,605		17,131	
平成26年12月31日		4,401	100.0%	136,210	100.0%	48,152	100.0%	18,837	100.0%
地域別	京都市	2,296	52.2%	62,501	45.9%	21,092	43.8%	8,311	44.1%
	乙訓地域	150	3.4%	9,171	6.7%	5,267	10.9%	1,411	7.5%
	南部地域	1,041	23.7%	34,593	25.4%	12,335	25.6%	5,380	28.6%
	中部地域	277	6.3%	8,673	6.4%	3,056	6.3%	1,054	5.6%
	中丹地域	352	8.0%	15,554	11.4%	5,490	11.4%	2,339	12.4%
	丹後地域	285	6.5%	5,718	4.2%	911	1.9%	341	1.8%
従業員規模別	4～9人	2,070	47.0%	12,423	9.1%	1,499	3.1%	718	3.8%
	10～19人	1,061	24.1%	14,477	10.6%	2,512	5.2%	1,081	5.7%
	20～29人	497	11.3%	12,014	8.8%	2,183	4.5%	965	5.1%
	30～299人	721	16.4%	60,703	44.6%	18,672	38.8%	7,142	37.9%
	300人～	52	1.2%	36,593	26.9%	23,283	48.4%	8,930	47.4%

(経済産業省「工業統計調査」)

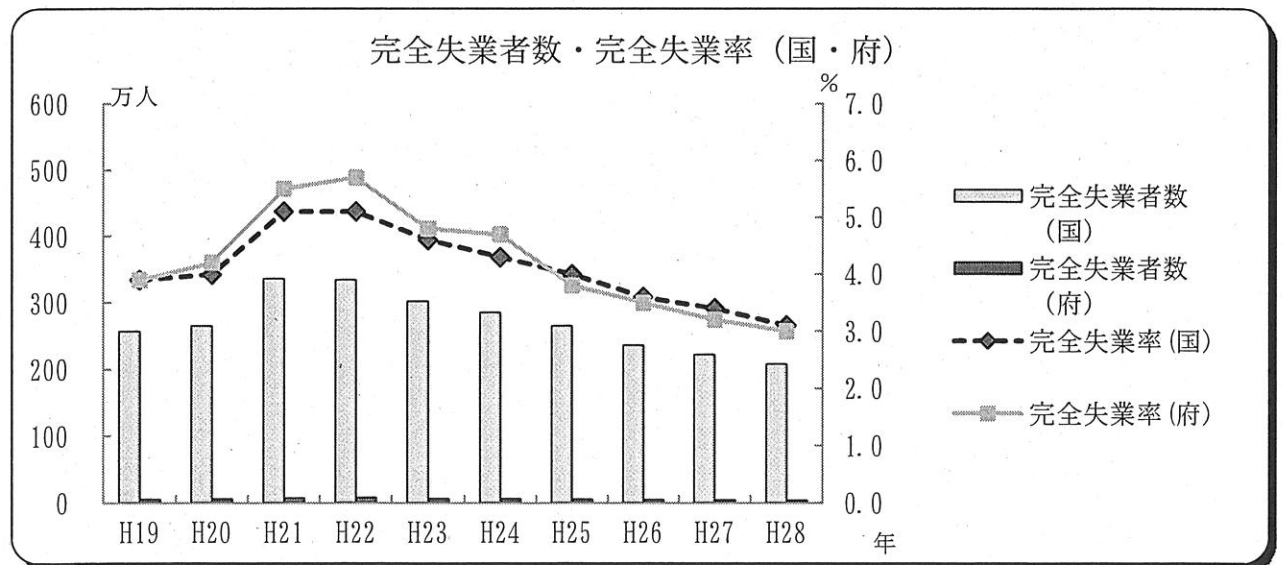
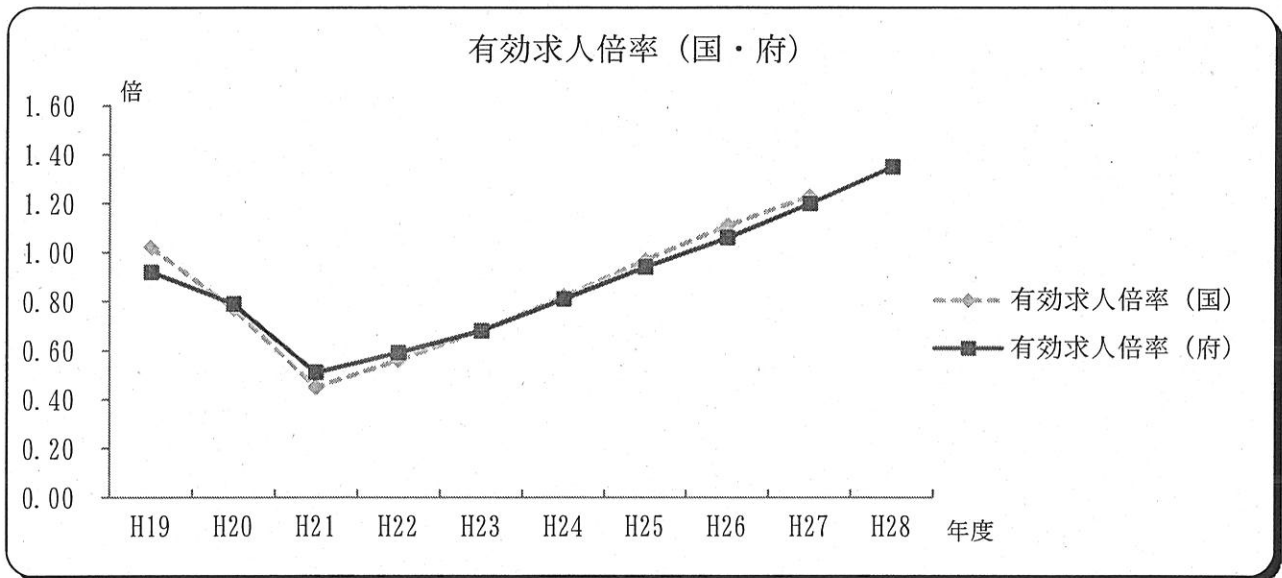
(3) 有効求人倍率、完全失業率及び完全失業者数(全国・京都府)

		年(年度) 平均									
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
完全失業率 (%)	全国	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1
	京都府	3.9	4.2	5.5	5.7	4.8	4.7	3.8	3.5	3.2	3.0
完全失業者数 (万人)	全国	257	265	336	334	302	285	265	236	222	208
	京都府	5.2	5.6	7.3	7.5	6.3	6.2	5	4.6	4.2	4.0
有効求人倍率 (倍)	全国	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39
	京都府	0.92	0.79	0.51	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.20	1.35

(完全失業率・完全失業者数：総務省統計局「労働力調査」、有効求人倍率：京都労働局)

※ 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度平均

※ 京都府の完全失業率、完全失業者数はモデル推計値。それ以外は原数値

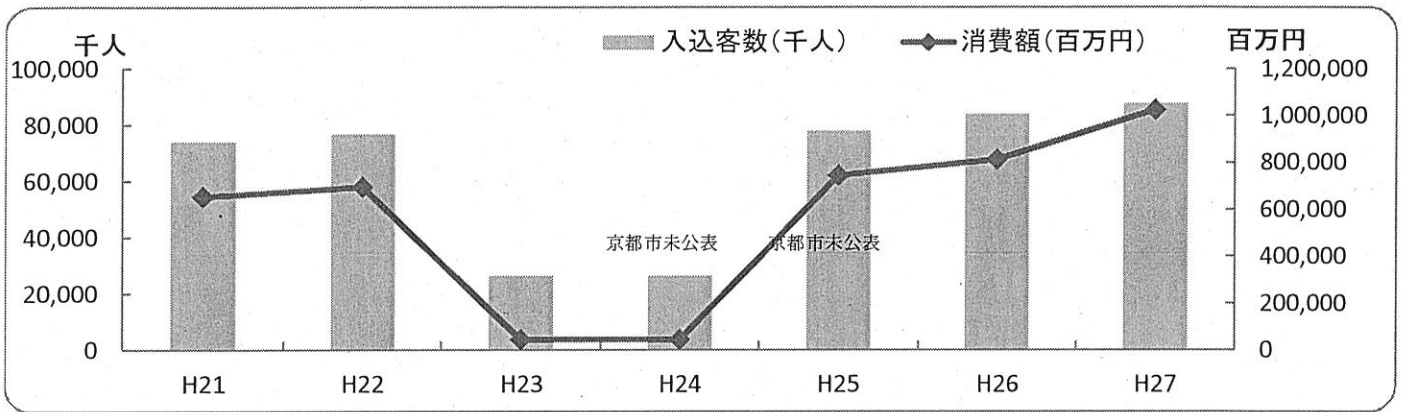


(4) 観光入込客数及び消費額

各項目上段：入込客数（千人）、下段：消費額（百万円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
丹後・中丹地域	8,220	8,635	8,268	8,302	8,722	9,094	9,996
	22,422	22,448	21,653	21,233	21,470	22,422	24,259
南丹地域	5,683	5,706	5,589	5,684	5,999	5,994	7,173
	9,590	10,205	9,730	9,791	10,101	11,010	11,833
乙訓・山城地域	13,217	12,843	12,467	12,222	11,531	13,024	13,469
	14,912	14,540	14,102	14,236	14,069	17,851	19,833
京都市以外	27,120	27,186	26,324	26,208	26,252	28,112	30,638
	46,924	47,194	45,485	45,260	45,640	51,283	55,926
京都市地域	46,896	49,555	京都市未公表	京都市未公表	51,618	55,636	56,840
	608,808	649,154	京都市未公表	京都市未公表	700,215	762,573	970,438
京都府全体	74,016	76,741	26,324	26,208	77,870	83,748	87,478
	655,732	696,348	45,485	45,260	745,855	813,856	1,026,364

(京都府観光政策課)

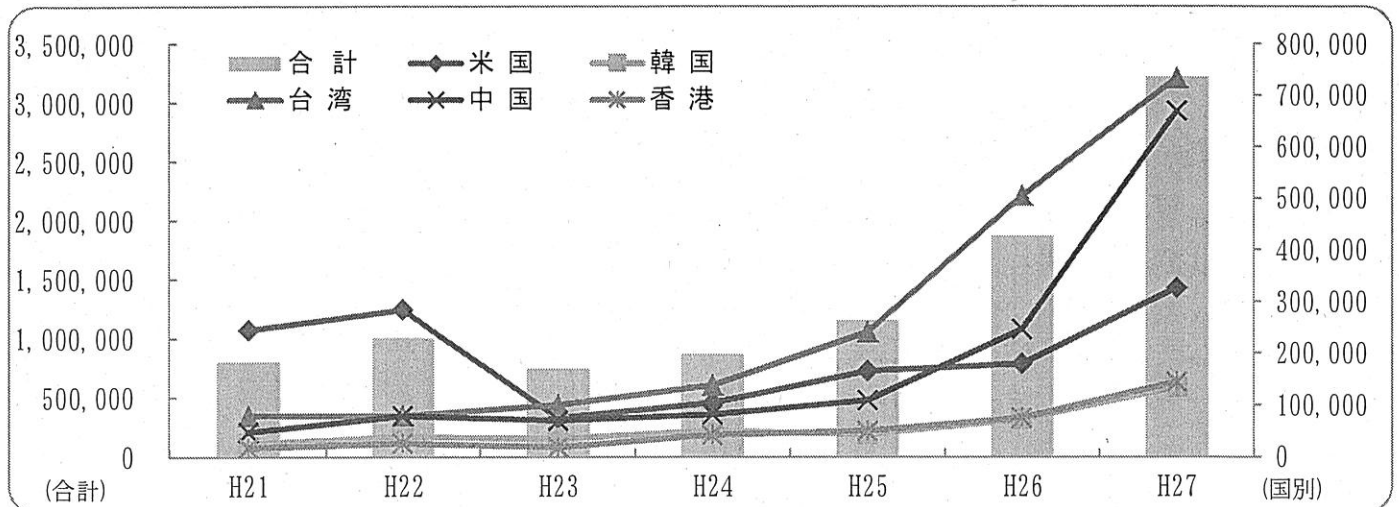


(5) 外国人宿泊客数

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
米 国	244,344	283,062	74,786	103,952	164,900	179,771	326,047
韓 国	24,753	37,895	35,164	49,140	43,272	72,267	134,225
台 湾	78,122	79,048	99,965	137,676	240,301	504,094	732,798
中 国	47,053	78,217	70,388	81,088	108,222	246,010	669,168
香 港	17,579	25,223	17,936	42,130	49,173	74,414	143,530
そ の 他	385,949	495,709	446,505	448,174	542,804	789,689	1,210,422
合 計	797,800	999,154	744,744	862,160	1,148,672	1,866,245	3,216,190

(京都府観光政策課)



(6) 京都府の工場立地件数及び面積

年	H24	H25	H26	H27	H28
件数 (件)	21	20	25	22	20
面積 (ha)	9	46	8	24	68

(経済産業省「工場立地動向調査」)

※ 研究所、電気業（水力・風力・地熱発電所）を除く。

